第二号様式

【表紙】

【提出書類】　公開買付届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【届出者の氏名又は名称】⑴　＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出者の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の氏名又は名称】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】⑶　名称

（所在地）

第１【公開買付要項】

１【対象者名】

２【買付け等をする株券等の種類】⑷

３【買付け等の概要】⑸

公開買付けの目的	
買付け等の期間	年　月　日から　年　月　日まで（　営業日）
買付け等の価格	
買付予定数の下限	（株）
買付予定数の上限	（株）
対象者の意見	

４【買付け等の目的】

⑴【公開買付けの目的の概要】⑹

⑵【公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針】

①【公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程】⑺

②【買付け等の価格の算定の経緯及び基礎】⑻

③【対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】⑼

④【公開買付け後の経営方針】⑽

⑶【公開買付けの公正性を担保するための措置】⑾

⑷【公開買付け後の組織再編等の方針】⑿

⑸【上場廃止等となる見込み及びその事由】⒀

⑹【公開買付けに係る重要な合意】⒁

⑺【その他公開買付けに関する重要な事項】⒂

５【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】⒃

⑴【買付け等の期間等】

①【買付け等の期間】

買付け等の期間	年　月　日から　年　月　日まで（　営業日）
公告日	
公告掲載新聞名	

②【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

③【期間延長の確認連絡先】

⑵【買付け等の価格】

株券	
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券（　　）	
株券等預託証券（　　）	

⑶【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
	（株）	（株）	（株）
合計			

6【買付け等を行った後における株券等所有割合】⑰

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）　⒜	
ａのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）　⒝	
ｂのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）　⒞	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（　年　月　日現在）（個）　⒟	
ｄのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）　⒠	
ｅのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）　⒡	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（　年　月　日現在）（個）　⒢	
ｇのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）　⒣	
ｈのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）　⒤	
対象者の総株主等の議決権の数（　年　月　日現在）（個）　⒥	
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合（ａ／ｊ）　（％）	
買付け等を行った後における株券等所有割合 （（ａ＋ｄ＋ｇ）／（ｊ＋（ｂ－ｃ）＋（ｅ－ｆ）＋（ｈ－ｉ））×100）　（％）	

7【株券等の取得に関する許可等】⑱

⑴【株券等の種類】

⑵【根拠法令】

⑶【許可等の日付及び番号】

8【応募及び契約の解除の方法】⑲

⑴【応募の方法】

⑵【契約の解除の方法】

⑶【株券等の返還方法】

⑷【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

9【買付け等に要する資金】⑳

⑴【買付け等に要する資金等】

買付代金（円）(a)	
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	
その他(c)	
合計(a)＋(b)＋(c)	

⑵【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

①【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額（千円）
計(a)	

②【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1		―		
2				
計				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
計			

③【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1		―		
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
計(c)			

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
計(d)	

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

千円 ((a)＋(b)＋(c)＋(d))

⑶【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

10【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】(21)

⑴【名称】

⑵【本店の所在地】

⑶【代表者の役職氏名】

⑷【資本金の額】

⑸【会社の目的及び事業の内容】

⑹【最近３年間の１株当たり配当額等の状況】

決算年月			

１株当たり当期純損益			
１株当たり配当額			
１株当たり純資産額			

⑺【最近の株価及び株式売買高の状況】

金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名							
月別							
最高株価							
最低株価							
売買高							

11【決済の方法】⑵

⑴【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

⑵【決済の開始日】

⑶【決済の方法】

⑷【株券等の返還方法】

12【その他買付け等の条件及び方法】⑶

⑴【法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容】

⑵【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

⑶【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

⑷【応募株主等の契約の解除権についての事項】

⑸【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

⑹【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

⑺【公開買付けの結果の開示の方法】

第２【公開買付者の状況】⑷

１【会社の場合】

⑴【会社の概要】⑸

①【会社の沿革】

②【会社の目的及び事業の内容】

③【資本金の額及び発行済株式の総数】

④【大株主】　　年　月　日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
計	―		

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】　　年　月　日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数（千株）
計					

⑵【経理の状況】⑹

①【貸借対照表】

②【損益計算書】

③【株主資本等変動計算書】

⑶【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】(27)

①【公開買付者が提出した書類】(28)

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第　　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出

ロ【半期報告書】

事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）　　年　月　日　　財務（支）局長に提出

ハ【訂正報告書】

訂正報告書（上記　　の訂正報告書）を　　年　月　日に財務（支）局長に提出

②【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

2【会社以外の団体の場合】

⑴【団体の沿革】

⑵【団体の目的及び事業の内容】

⑶【団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額】

⑷【役員の役名、職名、氏名（生年月日）及び職歴】

3【個人の場合】

⑴【生年月日】

⑵【職歴】(29)

⑶【破産手続開始の決定の有無】(30)

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】(31)

⑴【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

⑵【公開買付者による株券等の所有状況】　　（　年　月　日現在）

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	（個）	（個）	（個）
新株予約権証券		―	
新株予約権付社債券		―	
株券等信託受益証券（　）		―	
株券等預託証券（　）		―	
合計			
所有株券等の合計数		―	―
（所有潜在株券等の合計数）	（　）	―	―

⑶【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

（　年　月　日現在）

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に該当する株券等の数
株券	（個）	（個）	（個）
新株予約権証券		―	
新株予約権付社債券		―	
株券等信託受益証券（　）		―	
株券等預託証券（　）		―	
合計			
所有株券等の合計数		―	―

（所有潜在株券等の合計数）	（　　）	―	―

⑷【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

①【特別関係者】　　（　年　月　日現在）

氏名又は名称	
住所又は所在地	
職業又は事業の内容	
連絡先	
公開買付者との関係	

②【所有株券等の数】　　（　年　月　日現在）

	所有する株券等の数	令第７条第２項第２号に該当する株券等の数	令第７条第２項第３号に該当する株券等の数
株券	（個）	（個）	（個）
新株予約権証券		―	
新株予約権付社債券		―	
株券等信託受益証券（　　）		―	
株券等預託証券（　　）		―	
合計			
所有株券等の合計数		―	―
（所有潜在株券等の合計数）	（　　）	―	―

２【株券等の取引状況】⑶2

⑴【届出日前60日間の取引状況】

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引

３【当該株券等に関して締結されている重要な契約】⑶3

４【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】⑶4

５【大量保有報告書等の提出状況】⑶5

第４【公開買付者と対象者との取引等】

１【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】⑶6

２【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】⑶7

第５【対象者の状況】⑶8

１【最近３年間の損益状況等】⑶9

⑴【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益（当期純損失）			

⑵【１株当たりの状況】

決算年月			
１株当たり当期純損益			
１株当たり配当額			
１株当たり純資産額			

２【株価の状況】⑷0

金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名							
月別							

最高株価							
最低株価							

3【株主の状況】(41)

(1)【所有者別の状況】　　年　月　日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　　株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）									―
所有株式数（単位）									
所有株式数の割合（％）								100	―

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

①【大株主】　　年　月　日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
計	―		

②【役員】　　年　月　日現在

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
計	―	―		

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】(42)

(1)【対象者が提出した書類】(43)

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第　　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

年　月　日　　財務（支）局長に提出

②【半期報告書】

事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）

年　月　日　　財務（支）局長に提出

③【臨時報告書】

①の有価証券報告書、②の半期報告書の提出後、本届出書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　　年　月　日に　　財務（支）局長に提出

④【訂正報告書】

訂正報告書（上記　　の訂正報告書）を　　年　月　日に財務（支）局長に提出

⑵【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

５【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】(44)

６【その他】(45)

（記載上の注意）

⑴　届出者の氏名又は名称

複数の者が共同して公開買付けを行う場合には、それぞれの者について記載すること。

⑵　代理人の氏名又は名称

非居住者が届出をする場合には、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（⑵において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

⑶　縦覧に供する場所

第33条第２項及び第３項の規定による縦覧について記載すること。

⑷　買付け等をする株券等の種類

a　議決権のない株式（令第６条第１項に規定する議決権のない株式をいう。）であって、当該株式の取得と引換えに議決権のある株式を交付する旨の定款の定めのある株式に係る株券が買付け等をする株券等に含まれる場合には、その旨を注記すること。

b　買付け等をする株券等に旧新株引受権証券等が含まれる場合には、その旨を記載すること。

c　買付け等の後における当該買付け等を行う者の株券等所有割合（法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいい、その者に特別関係者（同条第１項第１号に規定する特別関係者をいう。）がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したもの。⑸において同じ。）の合計が３分の２以上となる場合であって、第５条第３項各号に掲げる株券等があるときは、その旨を注記すること。

⑸　買付け等の概要

a　「公開買付けの目的」欄には、「完全子会社化」、「非公開化」又は「連結子会社化」等の公開買付けの目的を簡潔に記載すること。

b　「買付け等の期間」欄には、公開買付期間を記載すること。ただし、法第27条の10第３項の規定により買付け等の期間が延長された場合には、当該延長による訂正届出書の提出を要しない。

同項の規定により当該公開買付期間が延長される可能性がある場合には、例えば「法第27条の10第３項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は〇年〇月〇日までとなります。」等欄外に注記すること。

c　「買付け等の価格」欄には、株券等の種類ごとの買付け等の価格を記載すること。有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。

d　「買付予定数の下限」欄には、法第27条の13第４項第１号の規定により応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の全部又はその一部としてあらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときは、応募株券等の全

部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における当該記載された数（以下「買付予定数の下限」という。）を記載すること。

また、当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における当該買付け等の後の株券等所有割合を欄外に注記すること。

e　「買付予定数の上限」欄には、法第27条の13第４項第２号の規定により応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における買付け等を行う当該株券等の数又は当該株券等の種類ごとの数の上限（以下「買付予定数の上限」という。）を記載すること。

また、当該買付予定数の上限について買付け等を行った場合における当該買付け等の後の株券等所有割合を欄外に注記すること。

f　「対象者の意見」欄には、対象者の公開買付けに関する意見の内容を簡潔に記載すること。ただし、届出日においてこれが分からない場合には、その旨を記載し、これが明らかとなった時点で速やかに訂正届出書を提出すること。

⑹　公開買付けの目的の概要

a　公開買付者の属性、公開買付者が届出日において所有する株券等の数、公開買付けの目的及び法第27条の13第４項第１号若しくは第２号に掲げる条件を付す理由又は付さない理由を記載すること。

b　公開買付けが、ＭＢＯ（対象者の役員又は当該役員の依頼に基づき当該役員と利益を共通にする者により行われる買収をいう。⑾において同じ。）に該当し、又はその一環として行われる場合には、その旨を記載すること。

c　対象者が公開買付者又はその特別関係者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第３項に規定する子会社をいう。）又は関連会社（同条第５項に規定する関連会社をいう。）である場合には、その旨を記載すること。

d　スクイーズアウト手続（株式併合、全部取得条項付種類株式の取得、株式等売渡請求又は株式交換等により公開買付者が単独で又は他の者と共同して対象者が発行する株券等の全部を取得し、又は保有するための手続をいう。以下同じ。）、令第７条第１項第13号に掲げる株券等の買付け等、対象者が新たに発行する株券等の取得、対象者による自己の株式の取得その他の公開買付けの目的を達成するために公開買付けと並行して又は関連して行われる取引（以下「公開買付関連取引」という。）を行うこと又は行うことを対象者に要請することを予定している場合には、その旨を記載すること。

e　⑭のａに定める合意をしている場合には、その旨、当該合意の相手方の氏名又は名称及び当該相手方が届出日において所有する株券等の数（その一部についてのみ公開買付けに応募する旨の合意である場合には、当該応募する株券等の数を含む。）を記載すること。

⑺　公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

a　公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程について具体的に記載すること。例えば、公開買付者の事業内容及び対象者の事業内容又は財政状態、経営成績若しくはキャッシュ・フローの状況を踏まえ、これらを改善する観点から公開買付けの実施を検討した場合には、当該検討の内容について具体的に記載すること。

b　届出日までに対象者との間で公開買付け又は公開買付関連取引に関する協議・交渉（公開買付け又は公開買付関連取引を行う旨の伝達を含む。）を行った場合には、当該協議・交渉の内容について具体的に記載すること。届出日以

後に買付条件等を変更した場合であって、対象者との間で当該変更に関する協議・交渉を行ったときも、同様とする。

届出日までに対象者との間で公開買付け又は公開買付関連取引に関する協議・交渉（公開買付け又は公開買付関連取引を行う旨の伝達を含む。）を行わなかった場合には、その旨及びその理由を記載すること。

届出日までに対象者の株主等（株券等を所有（令第７条第２項各号に掲げる場合を含む。）する者をいう。以下同じ。）との間で公開買付けの応募又は公開買付関連取引に関する協議・交渉を行った場合には、当該協議・交渉の内容について記載すること。

⑻　買付け等の価格の算定の経緯及び基礎

買付け等の価格を決定するに至った過程及び根拠を具体的に記載し、当該価格が届出日における時価と異なる場合や公開買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載すること。

株券等の種類に応じた公開買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容を具体的に記載すること。

⑼　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

a　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由について記載すること。ただし、届出日においてこれらが分からない場合には、その旨を記載し、これらが明らかとなった時点で速やかに訂正届出書を提出すること。

b　対象者の公開買付けに関する意見の内容について変更（軽微な変更を除く。）があったことを知った場合には、速やかに訂正届出書を提出すること。当該意見の根拠及び理由のうち投資判断に重要な影響を及ぼす事項について変更があったことを知った場合も、同様とする。

⑽　公開買付け後の経営方針

a　公開買付け後の対象者の経営方針について記載すること。対象者の組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更その他対象者の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性を記載すること。純投資を目的とする場合には、株券等を取得した後の当該株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由を記載すること。

b　公開買付け後に対象者の株券等を更に取得する予定の有無、その理由及びその内容を具体的に記載すること。

c　株券等を取得した後、第三者に譲渡することを予定している場合には、当該第三者について「第２　公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項（「１　会社の場合」の「⑵　経理の状況」を除く。）を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的、届出日において所有する当該株券等の数及び譲渡の価格その他の取引条件を記載すること。なお、当該第三者が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第１条第28号に規定する継続開示会社をいう。⑿及び⑿において同じ。）に該当する者である場合には、「第２　公開買付者の状況」の「１　会社の場合」に掲げる事項のうち「⑴　会社の概要」と同一の事項に代えて、「⑶　継続開示会社たる公開買付者に関する事項」と同一の事項を記載することができる。

d　法第27条の13第４項第２号に掲げる条件を付している場合には、公開買付け後に公開買付者以外の対象者の株主等との間で生じ得る利益相反により当該株主等の利益を害しないことを確保するための措置の内容について具体的に記載すること。当該措置を実施しない場合には、その理由について記載すること。

⑾　公開買付けの公正性を担保するための措置

a　公開買付者又は対象者が公開買付けの公正性を担保するための措置を実施した場合には、その内容を具体的に記載し、当該措置を実施しなかった場合には、その理由を記載すること。ただし、届出日において対象者が実施した措置の有無及び内容が分からない場合には、その旨を記載すること。

b　公開買付者が買付け等の価格の算定に当たり参考とするために第三者（⑾において「算定機関」という。）から対象者の株券等の価値に関する評価書、意見書その他これらに類するもの（⑾において「算定書等」という。）を取得した場合には、次に掲げる事項を記載すること。

⒜　算定機関の氏名又は名称

⒝　算定機関の公開買付者及び対象者からの独立性に関する事項（例えば、重要な利害関係の有無及び当該利害関係がある場合における当該算定機関から算定書等を取得した理由）

⒞　算定書等の内容（例えば、具体的な算定方法、当該算定方法を採用した理由及び各算定方法の算定結果の数値又は範囲）

c　対象者が実施した措置については、第四号様式記載上の注意⑸に準じて記載すること。

d　公開買付者から独立した株主等が所有する株券等の過半数が公開買付けに応募されないときには応募株券等の全部の買付け等をしないこととするために法第27条の13第４項第１号に掲げる条件を付した場合には、その旨及び公開買付者から独立した株主等が所有する株券等の算出方法を記載すること。

e　公開買付者以外の者による対抗提案（公開買付けその他これに準じる対象者の株券等の取得に係る提案をいう。）を行おうとする者との接触を制限する旨の合意又はこれに類する合意を対象者との間でしている場合には、その旨、当該合意の内容及び当該合意が公開買付けの公正性に与える影響を記載すること。

f　ＭＢＯを行う対象者の役員又はＭＢＯにおいて公開買付者と利益を共通にする取締役が対象者における公開買付けに関する意見に係る審議又は決定に関与していたこと、その他公開買付けの公正性に悪影響を及ぼすおそれがある事情がある場合には、その内容を具体的に記載すること。

g　法第27条の13第４項第２号に掲げる条件を付している場合であって、一定数以上の議決権を有する対象者の株主が当該条件を付した公開買付けに反対する場合の公開買付者における対応方針を定めているときは、株主の意思確認の方法及び当該対応方針の内容を記載すること。

⑿　公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付け後にスクイーズアウト手続を行うこと又は行うことを対象者に要請することを予定している場合には、その内容（一定の条件が充足された場合に限り、スクイーズアウト手続を行い、又は行うことを対象者に要請する場合には、当該条件の内容を含む。）を記載すること。また、当該スクイーズアウト手続のために公開買付者又はその特別関係者による株券等の移動を予定している場合には、その内容を記載すること。

⒀　上場廃止等となる見込み及びその事由

公開買付けによる買付け等の結果、対象者の株券等について上場の廃止又は登録の取消しが生じるおそれがある場合には、その旨及び上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事由を記載すること。また、上場の廃止又は登録の取消しを回避するための措置を予定している場合には、当該措置の内容について具体的に記載すること。

⒁　公開買付けに係る重要な合意

a　対象者の株主等との間で公開買付けに応募し、又は応募しない旨の合意をしている場合、対象者との間で公開買付けに関する一定の意見を表明する旨の合意をしている場合その他公開買付け又は公開買付関連取引に関連して投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす合意をしている場合には、これらの合意の相手方の氏名又は名称及び合意の内容を記載すること。

b　届出日において対象者の株主等（その所有に係る株券等に係る議決権の数が総株主等の議決権の数の100分の１に相当する数以下である者を除く。）から公開買付けに応募し、又は応募しない旨の意向を表明されている場合には、当該株主等の氏名又は名称及び表明された意向の内容を記載すること。

⑮　その他公開買付けに関する重要な事項

公開買付関連取引（スクイーズアウト手続を除く。）を行うこと又は行うことを対象者に要請することを予定している場合には、その内容を記載すること。公開買付者、公開買付け又は公開買付関連取引に関して投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報がある場合には、その内容を記載すること。

⑯　買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

a　「買付け等の期間」欄には、公開買付期間を記載すること。ただし、法第27条の10第３項の規定により買付け等の期間が延長された場合には、当該延長による訂正届出書の提出を要しない。

b　「対象者の請求に基づく延長の可能性の有無」欄には、法第27条の10第３項の規定により当該公開買付けの期間が延長される可能性がある場合に、例えば「法第27条の10第３項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は〇年〇月〇日までとなります。」等詳細に記載し、延長される可能性がない場合には「該当事項なし」と記載すること。

c　「期間延長の確認連絡先」欄には、期間延長の有無、延長後の公開買付期間の末日等を問い合わせる場合の連絡先及び確認受付時間等を記載すること。

d　「買付け等の価格」欄には、有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。また、「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等信託受益証券の受託有価証券の種類及び株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の種類を記載すること（「買付予定の株券等の数」欄及び「第３　公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「１　株券等の所有状況」欄において同じ。）。

なお、株券等が投資証券又は新投資口予約権証券である場合には、「株券」、「新株予約権証券」及び「新株予約権付社債券」の欄の記載を省略し、「投資証券」及び「新投資口予約権証券」欄を設けて記載すること（「第３　公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「１　株券等の所有状況」欄において同じ。）。

株券等の発行者が外国の者である場合は、内国法人が発行者である株券等に準じて記載すること（「６　買付け等を行った後における株券等所有割合」欄及び「第３　公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「１　株券等の所有状況」欄において同じ。）。

e　「買付予定数」の欄には、法第27条の３第１項に規定する買付予定の株券等の数又は当該株券等の種類ごとの数を記載すること。

f　「買付予定数の下限」欄には、買付予定数の下限を記載すること。

g　「買付予定数の上限」欄には、買付予定数の上限を記載すること。

⑰　買付け等を行った後における株券等所有割合

a　「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券、新投資口予約権証券、株券等信託受益証券及び株券等預託証券について株式又は投資口に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。

届出日現在は対象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。

「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」欄には、公開買付開始公告を行った日における公開買付者及び特別関係者（法第 27 条の２第７項第１号に掲げる者については、第３条第２項各号に掲げる者を除く。㉛の a、㉝及び㉞において同じ。）の所有する株券等（令第７条第２項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。

なお、公開買付期間中に当該議決権（法第 27 条の５第２号に規定する申出を行った者の所有する株券等に係る議決権を除く。⑰及び㉛において同じ。）の数が総株主等の議決権の数の 100 分の１に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、速やかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。

b　「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書（法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第４条第３項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。㊳において同じ。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

(a)　直近に提供され、又は公表された特定証券情報（法第27条の31第１項に規定する特定証券情報をいう。以下同じ。）又は発行者情報（法第27条の32第１項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。）に含まれた総株主等の議決権の数

(b)　(a)に掲げる総株主等の議決権の数を把握することができない場合又は特定証券情報若しくは発行者情報に総株主等の議決権の数が含まれていない場合には、その他の方法により把握することができた総株主等の議決権の数で直近のもの

c　株券等所有割合は小数点以下３桁を四捨五入し小数点以下２桁まで記載すること。

d　各欄の「議決権」（「総株主等の議決権」を除く。）には、社債等振替法第147条第１項若しくは第148条第１項（これらの規定を社債等振替法第228条第１項において準用する場合を含む。）、社債等振替法第181条第１項若しくは第182条第１項（これらの規定を社債等振替法第247条の３第１項において準用する場合を含む。）、第212条第１項又は第213条第１項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする（㉛の a において同じ。）。

⑱　株券等の取得に関する許可等

a　令第14条第１項第４号に規定する許可等（以下「許可等」という。）について記載すること。

b　許可等に投資判断に重要な影響を及ぼす条件が付されている場合には、「⑶　許可等の日付及び番号」にその内容を注記すること。

c　届出日までに許可等がない場合には、「⑶　許可等の日付及び番号」は記載を要しない。この場合には、当該許可等があった時点で速やかに訂正届出書を提出すること。

⑲　応募及び契約の解除の方法

a　「⑴　応募の方法」には、応募の方法を具体的に記載し、応募に際し株券等を提出させる場合には、その方法を具体的に記載すること。

b　「⑵　契約の解除の方法」には、法第27条の12第１項の規定による契約の解除の方法について具体的に記載し、令第14条の２で定める方法による場合には、解除書面を受領する権限を有する者の氏名又は名称及び本邦内の住所、居所又は所在地を記載すること。

c　応募に際し株券等を提供させる場合には、契約の解除があった場合の株券等の返還方法及び返還時期等を「⑶　株券等の返還方法」に記載すること。

d　「⑷　株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地」は、応募に際し株券等を提供させる場合に記載すること。

⑳　買付け等に要する資金

a　「買付代金」欄には、株券等の種類ごとに買付け等の価格に買付予定数を乗じて得た金額の合計額を記載すること。

　なお、有価証券等を買付け等の対価とする場合で、その交換に係る差金として金銭を交付するときは、当該金銭の総額を記載すること。

b　「金銭以外の対価の種類」欄及び「金銭以外の対価の総額」欄には、買付け等の対価として引き渡す有価証券等の種類及び総額を記載すること。

c　「買付手数料」欄には、買付け等に関して手数料を支払う場合に当該手数料の額を記載すること。

d　「その他」欄には、公告に要する費用、弁護士に支払う報酬等の額を記載すること。

e　「届出日の前々日又は前日現在の預金」欄には、普通預金、通知預金等の種類別に、届出日の前々日又は前日（当日が銀行等の休日であるときは、その前日）の銀行等の終業時における残高（借入債務の担保に供されているもの等引出しが制限されているものを除く。）を記載すること。

f　「届出日前の借入金」欄には、届出日前に買付け等に要する資金として借り入れたものがある場合に記載すること。

g　「届出日以後に借入れを予定している資金」欄には、届出日以後に買付け等に要する資金の借入れを予定している場合にその内容を記載すること。

　当該借入れを行うための条件が付されている場合には、当該条件の内容を欄外に注記すること。ただし、当該条件の内容が第13条第１項第７号に掲げる書類に記載されている場合には、その旨を記載しても差し支えない。

　借入先が金融機関以外の者である場合には、当該借入先が資金を有すること又は調達することができることを確認した結果及びその確認の方法を欄外に注記すること。

h　借入先が金融機関である場合で、借入金が買付け等の資金に充てることを明らかにせずに借り入れたものである場合には、当該借入金については「金融機関」欄の「１」欄に記載すること。この場合には、当該借入金については、「借

入先の名称等」欄は記載しないで「借入先の業種」欄、「借入契約の内容」欄及び「金額」欄のみ記載するとともに、当該借入金に係る借入先の業種、借入先の名称及び所在地、借入契約の内容及び金額を記載した書面を作成して本届出書に添付すること。公開買付者が法第27条の３第４項の規定により本届出書の写しを送付する際は、当該書面の写し及び当該借入金に係る契約書の写しを添付せずに送付すること。

借入先が金融機関である場合で、借入金が買付け等の資金に充てることを明らかにして借り入れたものである場合には、当該借入金については「金融機関」欄の「２」欄に記載すること。

借入先が金融機関以外の者である場合には、その借入金については「金融機関以外」欄に記載すること。

i　「借入先の業種」欄には、金融機関の場合にはその種類、金融機関以外の場合には貸金業者、個人等、具体的に記載すること。

j　「借入先の名称等」欄には、借入先の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載すること。

k　「借入契約の内容」欄には、借入れの方法、借入条件及び担保の状況を記載すること。

l　「その他資金調達方法」欄には、「届出日の前々日又は前日現在の預金」欄及び「届出日以後に借入れを予定している資金」欄に記載したもの以外の資金の調達を予定している場合に、その内容及び金額を記載すること。

当該調達を行うための条件が付されている場合には、当該条件の内容を欄外に注記すること。ただし、当該条件の内容が第13条第１項第７号に掲げる書類に記載されている場合には、その旨を記載しても差し支えない。

調達先が金融機関以外の者である場合には、当該調達先が資金を有すること又は調達することができることを確認した結果及びその確認の方法を欄外に注記すること。

m　「⑶　買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等」には、有価証券をもって買付け等の対価とする場合に当該有価証券の発行者と公開買付者との関係を具体的に記載するとともに、当該有価証券の種類に応じ必要な事項（たとえば、交換後の最初の利益配当又は利息支払の時期、社債券の発行条件）を記載すること。

⑵1　買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況

有価証券をもって買付け等の対価とする場合に記載すること。

なお、買付け等の対価とする有価証券の発行者が株式会社以外の者である場合には、株式会社である場合に準じて記載すること。

a　買付け等の対価とする有価証券の発行者が公開買付者である場合には、発行者が公開買付者である旨、「⑹　最近３年間の１株当たり配当額等の状況」及び「⑺　最近の株価及び株式売買高の状況」を記載すること。

b　「⑸　会社の目的及び事業の内容」には、定款に記載された目的を記載し、現在営んでいる事業について分かりやすく説明すること。

c　買付け等の対価とする有価証券が投資証券等又は新投資口予約権証券等である場合には、「⑹　最近３年間の１株当たり配当額等の状況」欄中「１株当たり」とあるのは「投資口一口当たり」と「⑺　最近の株価及び株式売買高の状況」欄中「株価」とあるのは「一口価格」と、「株式売買高」とあるのは「投資口売買高」と読み替えて記載すること。

d　「⑺　最近の株価及び株式売買高の状況」には、届出日の属する月前６月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、

次に掲げる事項を記載すること。

⒜　株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な１金融商品取引所の市場相場及び株式売買高を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。

⒝　株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場及び株式売買高を記載すること。

⒞　その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を記載すること。この場合には、株式売買高の記載を要しない。

⒟　投資口が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な１金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。

⑿　決済の方法

a　「⑵　決済の開始日」には、法第27条の10第３項の規定により公開買付期間が延長される可能性がある場合に、延長後の公開買付期間に対応する決済の開始日を注記すること。

b　「⑶　決済の方法」には、買付代金を支払い、又は対価として有価証券等を引き渡す際に買付け等の通知書の呈示を求めること等決済の方法を具体的に記載すること。

c　「⑷　株券等の返還方法」には、応募に際し株券等を提供させる場合であって、法第27条の11第１項の規定による公開買付けに係る申込みの撤回及び契約の解除があった場合及び法第27条の13第４項各号に掲げる条件を付した場合であって当該条件に基づき応募株券等の買付け等をしないこととなった場合には、株券等を郵送により返還すること等返還の方法を具体的に記載するとともに、それぞれの場合について返還開始日を記載すること。

⒀　その他買付け等の条件及び方法

a　「⑴　法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容」には当該条件の有無及び内容を記載すること。なお、第32条第１項に規定する方法により計算した数の合計と買付け等をする株券等の総数とが異なる場合には、その異なる数の処理について特に詳細に記載すること。

また、法第27条の13第４項第１号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の全部又はその一部としてあらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を、株券等の種類ごとに付した場合における、当該条件の内容（一部の種類の株券等について応募株券等の数の合計があらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときに、当該種類の株券等について応募株券等の全部の買付け等をしないことや他の種類の株券等についても応募株券等の全部の買付け等をしないこと等）を具体的に記載すること。

b　「⑵　公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」には、令第14条第１項各号に掲げる条件の有無及び内容並びに同条第２項に定める事項が発生した場合には撤回等を行うことがある旨を記載するとともに、撤回等の公告又は公表の方法を記載すること。

c　「⑶　買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法」には、法第27条の６第１項第１号の規定により、公開買付期間中に対象者が株式の分割その他の政令で定める行為を行った場合には買付け等の価格の引下げを行うことがある旨の条件の有無及び内容を記載するとともに、引き下げた場合の公告及び公表の方法を記載すること。

d　「⑷　応募株主等の契約の解除権についての事項」には、法第27条の12の規

定の内容を分かりやすく記載すること。

e　「⑸　買付条件等の変更をした場合の開示の方法」には、買付条件等を変更することがある場合にはその旨を記載するとともに、買付条件等の変更の方法及び変更前に既に応募した者の取扱いについて記載すること。

f　「⑹　訂正届出書を提出した場合の開示の方法」には、訂正届出書を提出した場合における公告の方法及び公開買付説明書の訂正方法について記載すること。

g　「⑺　公開買付けの結果の開示の方法」には、公開買付期間の末日の翌日に公告又は公表を行う旨及びその方法について記載すること。

⑵4　公開買付者の状況

複数の者が共同して公開買付けを行う場合には、それぞれの者について記載すること。

⑵5　会社の概要

a　「①　会社の沿革」には、創立の経緯、商号の変更、合併、増減資等による資本の変動、事業目的の変更、工場の新設等主な変遷につき簡単に記載すること。

b　「②　会社の目的及び事業の内容」には、定款に記載された目的を記載し、現在営んでいる事業について分かりやすく説明すること。

c　「③　資本金の額及び発行済株式の総数」には、届出日現在の資本金の額及び発行済株式の総数を記載すること。

d　「④　大株主」には、所有株式（他人又は仮設人名義のものを含み、自己株式を除く。）の数の多い順に、10名程度の株主について記載すること。なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。

e　「⑤　役員の職歴及び所有株式の数」には、届出日現在の役員（監査役を含む。）について記載すること。なお、会計参与設置会社であって会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に名称を、「職歴」欄に簡単な沿革を記載すること。

なお、届出日以後に当該役員のうち代表者に変更があった場合には、速やかに訂正届出書を提出すること。

⑵6　経理の状況

a　次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定めるところにより記載すること。

(a)　公開買付者が有価証券報告書の提出者であって連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）の規定により作成した連結財務諸表をいう。以下同じ。）を作成している場合

連結財務諸表（連結附属明細表を除く。）を記載すること。

(b)　(a)に掲げる場合以外の場合

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定により作成した財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）を記載すること。ただし、同規則第２条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。

なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについて分かりや

すく説明すること。

b　a(a)又は(b)に定める財務諸表は、最近事業年度のものを記載すること。ただし、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合には、最近事業年度の財務諸表とともに当該半期報告書に記載した中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書（a(b)に掲げる場合にあっては、中間貸借対照表及び中間損益計算書）を記載すること。

c　金額の表示は原則として百万円単位とすること。

⑵⑺　継続開示会社たる公開買付者に関する事項

a　「⑴　会社の概要」及び「⑵　経理の状況」を記載した場合には、「⑶　継続開示会社たる公開買付者に関する事項」の記載を要しない。

b　公開買付者が継続開示会社に該当する者である場合には、「⑴　会社の概要」及び「⑵　経理の状況」に代えて、「⑶　継続開示会社たる公開買付者に関する事項」を記載することができる。

⑵⑻　公開買付者が提出した書類

a　届出書の提出日において既に提出されている公開買付者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

b　公開買付期間中に、有価証券報告書又は半期報告書が提出される予定である場合には、その旨（当該有価証券報告書又は半期報告書の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期を含む。）記載すること。

c　「ハ　訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。

⑵⑼　職歴

過去５年間の職歴を記載すること。

⑶⑽　破産手続開始の決定の有無

過去５年間に、破産手続開始の決定を受けたことがある場合には、その内容を記載すること。

⑶⑴　株券等の所有状況

a　株券等の数は、第８条の規定による議決権の数を記載すること。また、公開買付開始公告を行った日において公開買付者及び特別関係者が所有する株券等（令第７条第２項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。

なお、公開買付期間中に当該議決権の数が総株主等の議決権の数の 100 分の１以上に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、速やかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。

b　複数の者が共同して公開買付けを行う場合には、「⑴　公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計」にはそれぞれの者について記載すること。

c　「所有する株券等の数」欄には、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって所有する（令第７条第２項第１号及び第４号から第６号までに掲げる場合を含む。）株券等の数を記載すること。

d　「令第７条第２項第２号に該当する株券等の数」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株主又は投資主としての議決権を行使することができる権限又は議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する株券又は投資証券（所有権又は投資をするのに必要な権限を有するもの

を除く。）の数を記載すること。

e　「令第７条第２項第３号に該当する株券等の数」欄には、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（所有権を有するものを除く。）の数を記載すること。

⑶2　株券等の取引状況

a　公開買付者（公開買付者が法人等である場合は、その取締役、監査役、理事、監事又はこれらに準ずる者を含む。）が届出日前60日間に取引した株券等の種類ごとの総数を記載すること。

b　取引所金融商品市場外における株券等の取引（相続及び贈与を含む。）がある場合には、株券等の種類ごとにその総数を内書きし､欄外に相手先及び当該相手先ごとの数を記載すること。ただし、当該取引が店頭売買有価証券の店頭売買取引又は法第２条第８項第10号に掲げる行為による株券等の売買取引である場合において、相手方を知ることができないときは、その旨を記載すること。

⑶3　当該株券等に関して締結されている重要な契約

公開買付者及びその特別関係者の所有株券等に関する担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決めがある場合には、当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を法人格のない組合、社団等の業務執行組合員等として所有している場合、共有している場合等には、その旨記載すること。

⑶4　届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約

公開買付者及びその特別関係者が届出日前に株券等の買付け等の予約を行っている場合又は株券等の売買取引に係るオプションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）及び付与（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において売主としての地位を取得するものに限る。）を行っている場合で、届出書の提出日以降に買付け等を行うこととなる株券等がある場合には、当該契約の内容、相手方、当該契約に係る株券等の種類及び数並びに買付け等を行う予定日（オプションにあっては、オプションの行使日）について記載すること。公開買付者及びその特別関係者が届出日前に第２条の２第１号に規定する社債券を取得している場合で、届出書の提出日以降に買付け等を行うことになる株券等がある場合には、当該社債券の内容、発行者、当該社債券の償還により交付される株券等の種類及び数並びに買付け等を行う予定日（償還を受ける日）について記載すること。

株券等の買付け等を公開買付けによらないで行う旨の契約を締結している場合には、当該契約があること及びその内容を記載すること。

⑶5　大量保有報告書等の提出状況

公開買付者又はその特別関係者が、対象者の株券等に係る大量保有報告書（法第27条の23第１項又は第27条の26第１項に規定する大量保有報告書をいう。）若しくは変更報告書（法第27条の25第１項又は第27条の26第２項に規定する変更報告書をいう。）又はこれらの訂正報告書を提出している場合（提出すべきであったこれらの書類を提出しなかった場合を含む。）には、これらの書類の名称、提出者及び提出年月日（これらの書類を提出していない場合にあっては、その旨）を記載すること。ただし、これらの書類を提出した日又はこれらの書類の提出義務の原因となる事実が生じた日が届出日の５年前の日より前である場合には、この限りでない。

⑶6　公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容

最近の３事業年度における公開買付者と対象者又はその役員との間の重要な取

引の有無及び内容を記載すること。

⑶⑺　公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

公開買付者又はその特別関係者（法第27条の５第２号に規定する申出を行った者を除く。）が対象者の役員に利益の供与を約した場合には、その内容を記載すること。

⑶⑻　対象者の状況

「２　株価の状況」、「５　伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等」及び「６　その他」を除き、対象者が提出した最近の有価証券届出書又は有価証券報告書によるものとし、当該有価証券届出書又は有価証券報告書の提出年月日を明示すること。

また、株券等が特定投資家向け有価証券である場合には、対象者が提供し、又は公表した最近の特定証券情報又は発行者情報によるものとし、当該特定証券情報又は発行者情報の提供又は公表の年月日を明示すること。ただし、特定証券情報又は発行者情報にこれらの情報が含まれておらず、かつ、他の方法によりこれらの情報を把握することができない場合には、その旨を記載することによりこれらの情報を記載しないことができる。

⑶⑼　最近３年間の損益状況等

「損益の状況」欄には、百万円単位で記載することができる。

なお、株券等が投資証券等又は新投資口予約権証券等である場合には、「損益の状況」欄中「売上高」とあるのは「営業収益」と、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」とあるのは「営業費用」と、「１株当たりの状況」欄中「１株当たり当期純損益」とあるのは「１口当たり当期純損益」と、「１株当たり配当額」とあるのは「１口当たり分配金額」と、「１株当たり純資産額」とあるのは「１口当たり純資産額」と読み替えて記載すること。

⑷⑽　株価の状況

届出日の属する月前６月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。

a　株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な１金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。

b　株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載すること。

c　その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。

d　投資口が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な１金融商品取引所の市場相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。この場合において、「最高株価」とあるのは「最高１口価格」と、「最低株価」とあるのは「最低１口価格」と読み替えて記載すること。

e　ａからｄまでのいずれにも該当しない場合であって、過去においてａからｄのいずれかに該当していたことがあるときは、該当していた期間のうち最近７月間の月別の相場を記載し、その旨を注記すること。

⑷⑴　株主の状況

a　届出日までに半期報告書又は臨時報告書（法第24条の５第４項に規定する臨時報告書をいう。）が提出され、これらの報告書に主要株主（法第163条第１項に規定する主要株主をいう。）及び役員の異動の記載がある場合には、それを「⑵　大株主及び役員の所有株式の数」に注記すること。

b　株券等が投資証券等又は新投資口予約権証券等である場合には、「所有者別の状況」欄中「株式の状況（１単元の株式数　株）」とあるのは「投資口の状況」

と、「株主数」とあるのは「投資主数」と、「所有株式数」とあるのは「所有投資口数」と、「所有株式数の割合」とあるのは「所有投資口数の割合」と、「大株主及び役員の所有株式の数」の「役員」欄中「所有株式数（株）」とあるのは「所有投資口数（口）」と、「発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合」とあるのは「発行済投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第94条第１項において準用する会社法第308条第２項の規定により議決権を有しない投資口を除く。）の総数に対する所有投資口数の割合」と読み替えて記載すること。この場合「所有者別の状況」欄中「単元未満株式の状況（株）」及び「大株主及び役員の所有株式の数」の「大株主」欄の記載を省略すること。

c　「⑵　大株主及び役員の所有株式の数」の「①　大株主」について、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。また、所有株式数からは、自己株式数を除くものとする。

d　「⑵　大株主及び役員の所有株式の数」の「②　役員」について、会計参与設置会社であって会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に名称を記載すること。

⑷2　継続開示会社たる対象者に関する事項

a　「１　最近３年間の損益状況等」及び「３　株主の状況」を記載した場合には、「４　継続開示会社たる対象者に関する事項」の記載を要しない。

b　対象者が継続開示会社に該当する者である場合には、「１　最近３年間の損益状況等」及び「３　株主の状況」に代えて、「４　継続開示会社たる対象者に関する事項」を記載することができる。

⑷3　対象者が提出した書類

次に掲げるものを除き、⑵8に準じて記載すること。

a　届出書の提出日において既に提出されている対象者の最近２事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される半期報告書及び臨時報告書（法第24条の５第４項に規定する臨時報告書をいい、当該有価証券報告書又は半期報告書のうち直近に提出されたものの提出日以降届出日までの間に企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号又は第９号を提出理由として提出されたものに限る。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

b　「②　半期報告書」については、半期報告書に主要株主（法第163条第１項に規定する主要株主をいう。）及び役員の異動の記載がある場合には、その旨付記すること。

c　「③　臨時報告書」については、その提出理由について、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号又は第９号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

⑷4　伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等

法第167条第５項第８号の規定の適用を受けようとする場合には、同号イからハまでに掲げる事項を記載すること。

⑷5　その他

対象者に関して投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報がある場合には、その内容を記載すること。対象者について最近の有価証券届出書、有価証券報告書、特定証券情報及び発行者情報に記載又は表示されていない重要な事実を知っている場合には、当該事実を記載すること。